



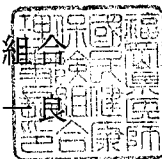
福医国発第2

平成28年4月1日

各医師会長 殿

福岡県医師国民健康保険組合

理事長 松田 峻一



第30期組合会議員の選任について（依頼）

拝啓 春暖の候、貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成26年4月に選任されました本組合の組合会議員は、本年3月31日をもって任期満了となりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程第4条及び第5条の規定により、貴医師会地区の甲種組合員の中から組合会議員 1 名をご選任の上、来る4月28日（木）までに別紙選挙録によりご回示下さいますようお願いいたします。

なお、福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程の写を同封いたしますので、よろしくお取り計い下さいますよう重ねてお願いいたします。

おって、第30期組合会議員の任期は、規約第34条の規定により平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年となっておりますので申し添えます。

敬 具

福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙録

1. 選挙区 医師会地区
2. 定数 名
3. 選挙の方法
4. 選挙年月日 平成 年 月 日
5. 選挙の内容
 - (1) 投票総数 票
 - (2) 有効票数 票
 - (3) 投票数 下記のとおり

氏 名	投 票 数	当落の別	住 所
	票		
	票		
	票		
	票		
	票		
	票		
	票		

上記のとおり選挙の結果を報告します。

平成 年 月 日

選挙長 _____ 印

福岡県医師国民健康保険組合理事長 殿

(注) 無投票の場合は「3. 選挙の方法」欄を無投票とし、「氏名」欄に当選者氏名を記載して下さい。

福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、この組合の組合会議員選挙について必要な事項を定めることを目的とする。

(組合会議員)

第2条 組合会議員は、甲種組合員が各選挙区において、甲種組合員の中からこれを選挙する。

(選挙人)

第3条 選挙は、これを行う年の1月1日現在の甲種組合員においてこれを施行する。

(選挙区)

第4条 選挙区は、各郡市医師会地区をもって選挙区とする。

(定数)

第5条 組合会議員の定数は、各選挙区につき1人とする。ただし、甲種組合員が100人を超える選挙区においては、200人又はその端数を増す毎に1人を加える。

(選挙長)

第6条 選挙長は、当該選挙において甲種組合員中より選任する。

(投票)

第7条 選挙は、無記名投票によりこれを行う。

(選挙録)

第8条 選挙長は、選挙が終わったときは直ちに選挙録を調整し、これを速やかに組合に報告しなければならない。

(選挙規程)

第9条 組合会議員選挙については、この規程に定めるもののほか、各郡市医師会又は福岡県医師会選挙規程によるものとする。

第10条 この規程に定めなき事項は、理事会の議を経てこれを定める。

附 則

1. この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
2. 福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程（昭和35年8月1日）は、廃止する。